

## ⑥ 地震・噴火・津波車両全損時一時金特約

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が発見または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

特約保険料  
4,752円 ※集团扱(一括払)



## ⑦ 故障運搬時車両損害特約

ご契約の自動車が故障により走行不能\*となり、レッカーけん引された場合に、ご契約の自動車の故障損害に対して、車両保険金額または30万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いする特約です。

\*「走行不能」とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。

- ご注意**
- この特約は、次の条件をすべて満たす場合にかぎり、セットすることができます。
    - 車両保険を適用した自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)のご契約であること
    - 次の自動車を対象としたご契約でないこと
      - レンタカー ・教習用自動車 ・構内専用車 ・改造車 ・並行輸入車 ・外務省登録自動車
    - 記名被保険者が個人であること
    - ノンフリート契約であること
  - ご契約期間の初日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して60か月以上であること
  - ご契約の自動車が走行不能となり、レッカーけん引することについて、あらかじめ損保ジャパンの承認を得る必要があります。
  - 車両保険の自己負担額を設定されている場合でも、この特約により保険金をお支払いするときは、自己負担額を差し引きません。
  - 自動車検査証に記録された有効期限の満了する日の翌日以後に発生した故障損害または法令上の定期点検を実施していないことに起因する故障損害は補償されません。
  - 自動車販売店等が提供している延長保証契約に加入されている場合、補償内容が重複する可能性がありますので、ご契約前に延長保証契約の内容をご確認ください。



特設サイトはこちら

### 補償対象のご注意点

消耗部品<sup>※1</sup>、バッテリー(駆動用バッテリーを含みます。)、油脂等<sup>※2</sup>の交換または補充に要する費用はお支払いの対象外です。ただし、故障損害が生じた部品の修理に付随して交換または補充が必要となる場合を除きます。

- ※1 消耗部品とは、時間の経過やご契約の自動車の使用等により摩滅、腐し、さびその他自然の消耗が生じる部品をいいます。  
例: チューブ・ホース、電球、ベルト類、ワイパーブレード、ブレーキパッド、エアコンフィルター・オイルフィルター等のフィルター類など
- ※2 時間の経過やご契約の自動車の使用等により交換または補充が必要となる油脂および燃料等をいいます。  
例: オイル、燃料、冷却水、ウォッシュャー類など

## 万一事故にあわれたら

### 1. まず、ご連絡を

- 事故が発生した場合には、まず被害者の救護と路上での危険防止の措置をとり、最寄の警察署へ届出をしてください。
- その後、事故発生の日時、場所および事故の概要について、損保ジャパンに直ちにご連絡ください。なお、人身事故の場合には、警察署への届出にあたり人身事故である旨正しく届出をしていただくようお願いします。

### 2. 次の場合は事前に損保ジャパンにご相談ください。

- 事故にあったお車を修理される場合
- 被害者と示談される場合  
損保ジャパンが承認をする前に、修理に着手された場合や被害者と示談された場合などは、車両共済(保険)金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

事故にあわれた際のご連絡先 ▶ **24時間365日** 事故受付・初期対応

事故サポートセンター ➡ **0120-256-110**

事故にあわれた際は右記までご連絡ください。

★このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店(千里)または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 保険金・返れい金などのお支払いに関する留意事項のご説明

損保ジャパンが経営破綻した場合または損保ジャパンの業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、損保ジャパンが経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お問い合わせ先 (取扱代理店) (引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社

ち さと フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間: 祝日、年末年始を除く月～金) 午前9時30分から午後5時まで 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内 インターネットホームページアドレス <https://www.chisato-ag.co.jp/>

(SJ25-08571 2025.10.16)

# 車両共済・特約(任意加入)のご案内

車両共済では、お客さまのニーズに合わせて7つの特約を任意セットすることができます!

## ① 代車費用特約(事故時30日型)

特約保険料  
12,480円(日額7,000円) ※集团扱(一括払)

ご契約の自動車が、「ロードアシスタンス等諸費用特約」のうち、運搬費用保険金または応急処置費用保険金のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能<sup>※1</sup>となり、レッカーけん引された場合または法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合<sup>※2</sup>に、被保険者が負担された代車費用<sup>※3</sup>を、1事故につき保険証券(または保険契約継続証)記載の保険金額に、代車の利用日数<sup>※4</sup>を乗じた額を限度にお支払いする特約です。なお、事故の場合は、走行不能とならないときもお支払いの対象となります。



費用保険金	補償範囲			
	レッカーけん引された場合または法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合 <sup>※2</sup>		左記以外	
	事故	故障	事故	故障
代車費用	○	○	○	×

- ※1 事故が生じた時のご契約の自動車の運転者が病院または診療所に救急搬送されたことにより、その運転者がご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。
- ※2 走行不能となった地において応急処置により走行不能が解消された後に修理工場などに入庫した場合を含みます。
- ※3 修理などでご契約の自動車を使用できない期間のレンタカー費用がお支払いの対象となります。ただし、お支払いの対象となる期間は事故発生日などの翌日から起算して1年以内にかぎります。
- ※4 「代車費用特約(事故時30日型)」をセットした場合は30日(故障損害により走行不能となった場合は15日)を限度とします。

## ② 個人賠償責任特約

特約保険料  
1,848円 ※集团扱(一括払)

日本国内、国外を問わず、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが日常生活における偶然な事故(例: 自転車運転中の事故 など\*)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物(受託品含む)を壊した場合、または誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合に、法律上の損害賠償金を補償します。\*自動車運転中の事故等を除きます。

### お支払事例

**自転車の事故**  
歩行者と接触し、相手にケガをさせた

散歩中、飼い犬が他人に噛みついて、ケガをさせてしまった。

水道の蛇口を閉め忘れ、マンションの階下に水漏れを起こしてしまった。

駐車中の自動車にボールをぶつけて窓ガラスを破損してしまった。

## 3つのポイント

- 示談交渉サービスがついているので相手の方との交渉は損保ジャパンが代行**  
**ご注意** 日本国内で発生した事故にかぎります。
- 自転車の事故をはじめとした日常生活の損害賠償責任を補償。保険金額は日本国内で発生した事故は**無制限** 日本国外で発生した事故は1億円
- 自己負担額はなし

### 自動車保険「個人賠償責任特約」の補償内容

- 補償の対象となる方(被保険者)
- 記名被保険者
  - ①の配偶者(内縁の相手方および同性パートナーを含みます。)
  - ①または②の同居のご親族
  - ①または②の別居の未婚のお子さま
- (注) ①～④のいずれかの方が責任無能力者で、その親権者や監督義務者等が監督責任を負う場合は、補償の対象となる方に含まれます。

### ③ 弁護士費用特約

日常生活・自動車事故型	特約保険料
	5,580円 ※集団扱(一括払)


- 1.自動車事故に加え、**日常生活での被害事故\***における相手方への法律上の損害賠償請求に対する**弁護士費用**を対象とします。  
 ※次のいずれかの被害が生じた偶然な事故をいいます。  
 ①被保険者の生命または身体が害されること。②被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損されること。
- 2.自動車運転中の対人加害事故により、**刑事事件の対応**を行うために生じた**弁護士費用\***、弁護士への法律相談費用を保険金としてお支払いします。  
 ※「相手方が死亡した場合」、「被保険者が逮捕された場合」または「被保険者が刑事訴訟をされた場合(略式命令(罰金等)の請求をされた場合を除きます。)」のいずれかに該当する場合にかぎりあります。

自動車事故限定型	特約保険料
	3,288円 ※集団扱(一括払)


お支払いの対象となる範囲を『日常生活・自動車事故型』のうち**自動車事故に限定**した特約です。

次のような被害事故の際にお客さまをサポートします。


子供が通学途中、信号無視をした自動車と接触し、ケガをした。



ゴルフコンペからの帰りに追突され、自動車のトランクに積んであった自分と友人のゴルフクラブが損傷した。



ブレーキとアクセルを踏み間違えた自動車が飛び込んできて、自宅が損壊した。



### 弁護士費用特約の補償内容

- 被害事故弁護士費用保険金**  
 自動車事故により被保険者がケガなどをされた場合や自らの財物(自動車、家屋など)を壊されたことによって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された**弁護士費用**や、**弁護士**などへの法律相談・書類作成費用などを**保険金**としてお支払いします。

**■刑事弁護士費用保険金**  
 自動車を運転中の事故などにより、被保険者が他人を死亡させた場合または他人にケガをさせて逮捕もしくは刑事訴訟をされた場合に、**刑事事件**(少年事件を含みます。)の対応を行うために支出された**弁護士費用**や、**弁護士**などへの法律相談費用などを**保険金**としてお支払いします。

- ご注意**
1. お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定められた基準に従い損保ジャパンが行います。弁護士費用等の合計額が保険金額(被害事故弁護士費用の場合は300万円、刑事弁護士費用の場合は150万円)以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。
  2. 法律上の損害賠償請求に関する訴訟などのために弁護士などへ委任を行う場合は、その委任契約の内容が記載された書面の提出により、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ることが必要となります。

お支払いする保険金	被害事故 弁護士費用保険金	被害事故弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき300万円限度 被害事故法律相談・書類作成費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度
	刑事 弁護士費用保険金	刑事弁護士費用保険金 1事故1被保険者につき150万円限度 刑事法律相談費用保険金 1事故1被保険者につき10万円限度

- 補償の対象となる方(被保険者)**
- ① 記名被保険者およびその配偶者(内縁の相手方および同性パートナーを含みます。以下同様とします。)
  - ② ①の同居のご親族および別居の未婚のお子さま
  - ③ ①②以外でご契約の自動車に搭乗中の方
  - ④ ①～③以外で、①②の方が運転する自動車に搭乗中の方
  - ⑤ ①～④以外でご契約の自動車の所有者\*
- ※ご契約の自動車が被害にあった場合にかぎりあります。

### ④ 車両新価特約

特約保険料
取扱代理店までお問い合わせください

ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上\*となった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費等について、**新車価格相当額**を限度にお支払いする特約です。また、**所定の要件を満たす場合は、次の再取得時等諸費用保険金をお支払いします。**

※フレームやエンジンなど、内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が無い場合はお支払いの対象となりません。

再取得費用または修理費
新車価格相当額 (車両本体価格+付属品+消費税)

再取得時等諸費用保険金	
ケース	再取得時等諸費用保険金
再取得の場合	新車価格相当額の20%(40万円限度)または20万円のいずれか高い額
上記以外	新車価格相当額の10%(20万円限度)または10万円のいずれか高い額

- ご注意**
1. 盗難による損害はこの特約の対象外です(盗難後にご契約の自動車が発見された場合は対象となります。)
  2. 新車価格相当額を限度に保険金をお支払いするのは、事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得またはご契約の自動車を修理された場合にかぎりあります。
  3. この特約により保険金をお支払いする場合は、全損時諸費用保険金はお支払いしません。
  4. 保険金は車両所有者にお支払いします。なお、ご契約の自動車がリースカーの場合は、リースカーの貸主に保険金をお支払いします。
  5. この特約は、次の条件をすべて満たす場合にかぎり、セットすることができます。
    - ・一部の自動車(レンタカーや教習用自動車など)を対象とするご契約ではないこと。
    - ・車両保険を適用した自家用8車種のご契約であること。
    - ・車両保険金額(ご契約期間が1年を超える場合は、最終年度の車両保険金額)が新車価格相当額の50%未満の金額であること。

### ⑤ 車両全損時復旧費用特約

特約保険料
取扱代理店までお問い合わせください

ご契約の自動車が全損になった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費等について、**復旧費用限度額\***を限度にお支払いする特約です。また、**所定の要件を満たす場合は、次の再取得時等諸費用保険金をお支払いします。**

※車両保険金額の2倍または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額をいいます。

復旧費用限度額	
車両保険金額が100万円を超える場合	車両保険金額+100万円
車両保険金額が100万円以下の場合	車両保険金額の2倍

再取得時等諸費用保険金	
ケース	再取得時等諸費用保険金
再取得の場合	復旧費用限度額の20%(40万円限度)または20万円のいずれか高い額
上記以外	復旧費用限度額の10%(20万円限度)または10万円のいずれか高い額

- ご注意**
1. 盗難による損害はこの特約の対象外です(盗難後にご契約の自動車が発見された場合は対象となります。)
  2. 復旧費用限度額を限度に保険金をお支払いするのは、事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得またはご契約の自動車を修理された場合にかぎりあります。
  3. この特約により保険金をお支払いする場合は、全損時諸費用保険金はお支払いしません。
  4. 保険金は車両所有者にお支払いします。なお、ご契約の自動車がリースカーの場合は、リースカーの貸主に保険金をお支払いします。
  5. この特約は、次の条件をすべて満たす場合にかぎり、セットすることができます。
    - ・一部の自動車(レンタカーや教習用自動車など)を対象とするご契約ではないこと。
    - ・車両保険を適用した自家用8車種のご契約であること。
    - ・車両保険金額(ご契約期間が1年を超える場合は、初年度の車両保険金額)が新車価格相当額の50%未満の金額であること。

